

## 生活や就労の相談について

### 障がい者総合支援センター（中核的なセンター）

長野県では、各圏域に「障がい者総合支援センター」を設置しており、生活や就労等の相談支援を行っています。

佐久	佐久広域連合障害者相談支援センター 佐久市取出町 183 野沢会館内	0267-63-5177
上小	上小圏域障害者総合支援センター（シェイク・ウイング） 上田市中央 3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階	0268-28-5522
諏訪	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス 諏訪市小和田 19 番 3 号 諏訪市総合福祉センター内	0266-54-7713
上伊那	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ 上伊那郡南箕輪村 6451-1	0265-74-5627
飯伊	飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる 飯田市東栄町 3108 番地 1 さんとびあ飯田1階	0265-24-3182
木曾	木曾障がい者総合支援センター ともに 木曾郡上松町大字小川 1702 ひのきの里総合福祉センター内	0264-52-2494
松本	松本圏域障害者総合相談支援センター Wish 松本市双葉 4-8 なんぶくプラザ1階	0263-26-1313
	松本圏域障害者総合相談支援センター あるぷ 安曇野市穂高 9181 番地 穂高健康支援センター内	0263-31-5844
	松本圏域障害者総合相談支援センターボイス 塩尻市大門六番町 4-6 塩尻市保健福祉センター2階	0263-51-5353
大北	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット 大町市大町 1129 大町市総合福祉センター内	0261-26-3855
長野	長野圏域障害者総合支援センター 長野市川中島町今井 1387-5 ハーモニー桃の郷3階	026-286-7715
北信	北信圏域障害者総合相談支援センター ばれっと 中野市大字笠原 765-1	0269-23-3525

長野県にはこの他にも障がい者総合支援センターがあります。詳しくは、右の QR コードもしくは、インターネットで「長野県 障がい者総合支援センター」と検索してください。



### 自立訓練について

長野県立総合リハビリテーションセンター障がい者支援施設では、模擬会社「ふるさと社」の活動を通して社会生活や就労に関する訓練を実施しています。

長野市大字下駒沢 618-1 電話 026-296-3953

### その他

就労に関しては、長野障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどがあります。

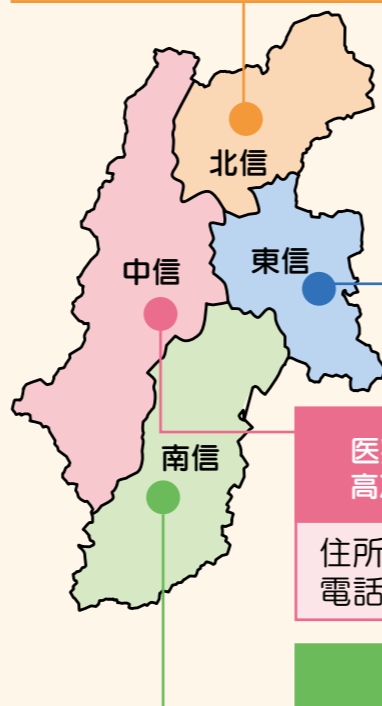
## 医療、リハビリについて

### 支援拠点病院

長野県では、県内4か所の医療機関を「高次脳機能障害支援拠点病院」に指定し、障害者手帳や障害年金取得のための診断書の作成やリハビリ、相談支援を行っています。

### 長野県立総合リハビリテーションセンター【更生相談室】

住所：〒381-8577 長野市大字下駒沢 618-1  
電話：026-296-3953



### JA長野厚生連佐久総合病院 【医療相談室】

住所：〒384-0301 佐久市臼田 197  
電話：0267-82-3131

### 医療法人社団敬仁会桔梗ヶ原病院 高次脳機能リハビリテーションセンター

住所：〒399-6461 塩尻市宗賀 1295  
電話：0263-54-0012

### 社会医療法人 健和会 健和会病院【相談室】

住所：〒395-8522 飯田市鼎中平 1936  
電話：0265-23-3116

※ 高次脳機能障害の診断と専門的な支援を行っています。

※ このリーフレットで紹介している症状に併発している失語、失認、失行などの症状についても相談できます。

平成 29 年 12 月発行

作成・発行：長野県高次脳機能障害支援拠点病院  
長野県健康福祉部障がい者支援課

住所：〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下 692-2

電話：026-235-7103

mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

※「障害」の表記について

このリーフレットでは、長野県の「『障害』表記のガイドライン」に沿って表記しています。

「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記し、例外として医学用語等の専門用語や他の機関・団体の名称（固有名称）等は、「障害」（例：高次脳機能障害）と表記

# もしかしたら… こう じ の う き の う し ょ う が い 高次脳機能障害

## 病気や事故のあと



病気や事故などの後、これまでできたことができなくなったり、難しくなった方はいませんか？

「高次脳機能障害」は、病気や事故により脳に損傷を負ったことにより、新しい出来事が覚えられなくなったり、ぼんやりしてミスが多いなどの症状があるなど、日常生活や社会生活にさまざまな制約が生ずる障がいです。

# 長野県

## 症状と支援方法

### 記憶障害（記憶と学習の困難）

- ・約束していたことを忘れる。
- ・日付を間違える。
- ・目的地がわからなくなる。
- ・新しいことを覚えるのが難しい。

#### 支援方法

メモや予定表を作り、自己管理する習慣をつける。

### 遂行機能障害（計画・手順・段取りの障がい）

- ・予定、手順をたてるのが難しくなる。
- ・物事の優先順位が分からなくなり、戸惑う。
- ・ちょっとした予定変更にも戸惑う。

#### 支援方法

チェックリスト等でやることを確認できるようにする。

### 注意障害（注意散漫・集中力の低下・疲労しやすい）

- ・ひとつのことに集中したり、周りに注意を払うことが難しくなる。
- ・気が散り、疲れやすいため、短時間の仕事しか行えないことがある。

#### 支援方法

・短時間、簡単なことから練習する。  
・作業には余裕のある時間を確保する。

### 社会的行動障害（感情不安定・抑うつ・社会性低下）

- ・ちょっとしたことに不安になる。
- ・興奮して衝動的になったり、パニックになる。
- ・自発性低下、抑うつ的、引きこもりになる。
- ・衝動を抑えられず、金銭を浪費してしまう。

#### 支援方法

・刺激の少ない環境でストレスを減らす。  
・小さな目標をたて、成功体験を重ねる。

### その他（病状を自分で意識できないなど）

- ・障がいのあることを理解できない。
- ・以前と同じように生活や仕事ができると考え、周囲を戸惑わせる。
- ・リハビリ訓練の必要性を否認。

#### 支援方法

・できることをひとつずつ確認する。  
・家族以外で信頼できる支援者を探す。

## 支援の流れ

脳血管疾患・脳外傷など

入院・受診・治療

検査

訓練・支援内容検討

リハビリテーション

医学的な訓練

生活に関する訓練

職業に必要な能力の訓練

退院・通院

後遺障がいなし

社会復帰等支援

回復の程度や段階、年齢、希望（ニーズ）により

就職・復職・復学など

福祉的就労

家庭復帰

## 支援制度

### 障害者手帳

#### 身体障害者手帳

腕や足などにマヒが残ったり、言語障がいとなった場合などに取得することができます。受傷や発症後概ね6か月たって、所定の障がい状態にあることが必要です。

#### 療育手帳

18歳未満の受傷や発症で「知的な障がい」が残った場合に取得できます。市町村に申請し、児童相談所の判定を受けることとなります。

#### 精神障害者保健福祉手帳

「記憶」「感情」「行動」などに所定の障がいが残った場合に取得できます。精神科医でなくても、高次脳機能障害に精通した専門医も診断書の記載が可能です。

### 経済保障・支援制度

#### 介護保険制度

脳血管障害（特定疾病）を原因とする40歳以上の高次脳機能障害の方は、介護保険の申請ができます。お住まいの市町村の窓口に申請することとなります。

#### 障害年金制度

公的年金に加入している間又は20歳前に障がいの原因となった病気やケガの初診日があれば、公的年金の給付を受けられる場合があります。

#### その他

障がいの原因等により、自動車損害賠償責任保険、労災補償制度その他の制度が適用できる場合があります。また、失業保険や、生活保護などの経済的支援もあります。

#### 障害者総合支援法による支援

市町村が行う自立支援給付、地域生活支援事業等の支援があります。（平成29年12月現在）

障害者手帳を取得することで、各種手当の他、医療費の助成や税金の減免、公共交通機関の運賃割引などの福祉サービスを受けやすくなります。